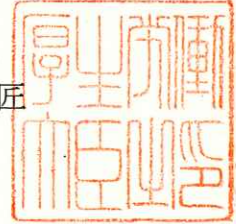




厚生労働省発生食 0108 第 2 号
平成 31 年 1 月 8 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. イソマルトデキストラナーゼ及びカキ色素に係る成分規格を作成すること
2. エンジュ抽出物及び $d1-\alpha$ -トコフェロールに係る成分規格を改正すること

